

建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設建築物の許可基準

(目的)

第1 本基準は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第85条第6項に規定する仮設建築物（以下、「仮設建築物」という。）の建築を許可する際の基準について定めるものとする。

(適用条項の遵守)

第2 法第85条第6項により適用が除外される規定以外の法の規定（構造耐力、基礎、居室の採光、換気、排煙、階段、シックハウスその他の規定をいう。）については、その規定を遵守しなければならない。

(構造計算適合性判定)

第3 申請に係る建築物の計画が建築基準法第20条第1項第二号又は第三号に定める基準による場合は、許可申請書に構造計算適合性判定の結果を記載した通知書を添付するものとする。

(基準適用の対象)

第4 本基準の適用対象建築物は、次の表の（い）欄に掲げる用途及びこれらに類する建築物とし、その期間は同表の（ろ）欄の各項に掲げる期間等とする。

	(い)	(ろ)
(1)	仮設興行場、博覧会建築物等	興行等に必要と認める期間（1年以内）
(2)	仮設店舗、仮設校舎、仮設園舎等	建替工事に必要な期間
(3)	仮設展示用住宅 (モデルルーム)	建築物の販売完了までの期間（1年以内）
(4)	仮設郵便局	夏季・年末年始（1年以内）
(5)	仮設選挙用事務所	公示日3か月前から投票日以後1か月以内（1年以内）
(6)	その他これらに類するもの	1年以内

(計画建築物の階数)

第5 計画建築物は、階数を2以下とすること。

(屋根)

第6 計画建築物の屋根は、法第22条第1項に規定する構造とすること。

(耐火建築物等)

第7 法第27条に規定する特殊建築物は、その外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造としなければならない。

2 準防火地域内においては、延べ面積が1,500平方メートルを超える建築物は延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏を防火構造とし、その開口部は防火戸その他の防火設備とすること。

(区画)

第8 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第112条第1項、第2項又は第3項に規定する建築物で、延べ面積が1,500平方メートルを超えるものは、床面積の合計が1,500平方メートル以内ごとに準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画すること。

(内装制限)

第9 火を使用する設備又は器具を設けた室は、その壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料とすること。

(避難通路)

第10 建築物の主要な出口から道路又は公園、広場その他の空地に通ずる避難上有効である幅員1.5m以上の通路を設けること。

(低層住居専用地域における条件の付加)

第11 第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域においては、原則として法第55条及び法第56条の2の規定に適合すること。

(駐車場)

第12 計画建築物に必要となる駐車場を確保すること。

(くみ取便所)

第13 くみ取便所を設ける場合にあっては、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第29条に規定する構造とすること。

(その他の特例)

第14 本基準に適合しない事項について、安全上、防火上及び衛生上、本基準と同等以上に支障がないと認められる場合はこの限りでない。

附 則

この基準は、平成27年7月1日から施行する。

この基準は、令和7年12月4日から施行する。